

議案第31号

専決処分の承認を求めることについて

里庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（令和6年里庄町条例第12号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、これを報告し、承認を求める。

令和6年5月31日提出

里庄町長 加藤 泰久

（提案理由）

地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

専決第2号

専決処分書

里庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり専決処分する。

令和6年3月31日

里庄町長 加藤 泰久



理由

地方税法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第136号）の公布に伴い、所要の改正を行うものである。

この条例は令和6年4月1日から施行するため、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

里庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

里庄町国民健康保険税条例（昭和35年里庄町条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「220,000円」を「240,000円」に改める。

第25条第1項中「220,000円」を「240,000円」に改め、同項第2号中「290,000円」を「295,000円」に改め、同項第3号中「535,000円」を「545,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の里庄町国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。